

1. 組織名

日本経済団体連合会 TPPプロジェクトチーム

16. 提出意見⑮

該当する交渉分野

投資

意見

(1) 当面、多国間投資ルールの構築が見込めない中であって、わが国の対外直接投資の 4 割を占める国々が参加する TPP において、投資ルールを確立する意義は大きい。

(2) 質の高い投資ルールを整備すべきである。具体的には、以下に示すような事項を規定すべきである。

- ①対象:投資家により直接あるいは間接に所有・支配されている全ての種類の資産を広く対象。
- ②保護:投資後の内国民待遇・最恵国待遇、公正衡平待遇義務、収用の制限と適切な補償、送金の自由、政府が外国企業に負った約束の遵守(アンブレラ条項)、法令の公表等による透明性の確保などを確実に担保。
- ③自由化:投資前の内国民待遇・最恵国待遇、パフォーマンス要求の禁止など。
- ④紛争解決手続:質の高い紛争解決手続(協定上の義務違反を広く対象とし、投資家対国家の紛争解決条項を含む制度)を設けるべき。

[上記を求める理由・根拠となる具体例]

- 2-1 マレーシアでは、ブミプトラ政策(マレー人優遇政策)の採用により、外国企業に対し、マレー人採用、マレー資本の導入が義務付けられる。
- 2-2 マレーシアでは、ブミプトラ政策の一環で、自動車に物品税(65~105%)を課している。国産部品のバリューに応じて物品税が減額されるため、国民車に対して、それ以外の国産車が割高になる。
- 2-3 オーストラリアでは、外国企業が参入する場合、FIRB(Foreign Investment Review Board)の認可が必要となる。FIRB の認可には相当の時間がかかるケースがあり(通常であれば1カ月だが、状況により数か月かかる場合あり)、豪州への投資時の負担となっている。
- 2-4 通信に関して、ベトナムでは設備ベース事業者に 49%以下・非設備ベース事業者に 65%以下など、マレーシアではネットワークおよびネットワークサービス事業者に原則 70%以下との外資規制がある。

(3) 投資先国政府によるロイヤリティ料率や海外送金額に対する上限設定を禁止するルールを導入すべきである。

[上記を求める理由・根拠となる具体例]

- 3-1 ベトナムでは、知的財産ライセンス契約の登録制度があり、契約内容に政府が介入し、ロイヤリティ送金が阻害される可能性がある。